

浜松市公告第 661 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 5 項の規定による廃止の届出があったので、同条第 6 項の規定により次のとおり公告する。

令和元年 10 月 24 日

浜松市長 鈴木 康 友

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
バロー中島店
浜松市中区中島一丁目 1269-1 外 8 筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
株式会社バローホールディングス 代表取締役 田代 正美
岐阜県恵那市大井町 180 番地の 1
- 3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
1,562 平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
0 平方メートル
- 5 大規模小売店舗の店舗面積の合計が 1,000 平方メートル以下となる日
令和元年 10 月 31 日